とも に生き、ともに支え合う地域づく

問 障害福祉課 453

を定め、具体的なサービ ビス等の明確な数値目標 自立支援法が施行されま 画」を策定しました。 ス展開を図る実施計画と したので、 して、「八潮市障害福祉計 平成18年4月に障害者 障害福祉サー

要についてお知らせしま 今回は、この計画の概

計画の性格

平成

月策定)」の中のサービス基盤整備 められており、国の基本方針に即し、 立支援法第88条において作成が定 地域生活支援事業の提供体制の確保 障害福祉サービス、相談支援および 計画として位置付けられます。 に関する計画と定義されています。 〈潮市障害者行動計画(平成17年3 「八潮市障害福祉計画」は「第2次 八潮市障害福祉計画は、障害者自

計画の期間

平成20年度に必要な見直しを行い、 画を定めるものとしています。 て、平成20年度までを第1期とし、 作成する障害福祉計画の期間につい 障害者自立支援法では、市町村が 成21年度から3年間の第2期の計

【計画期間】 17 22 18 19 20 21 西暦 '05 '06 '07 '08 '09 10 第2次八潮市障害者行動計画 八潮市障害福祉計画

具体的事業

行います。

護等を行います。 ①居宅介護(ホームヘルプサービス) 自宅で、入浴、排せつ、食事の介 (1)訪問系サービスの充実

②重度訪問介護

動支援などを総合的に行います。 必要とする方に、自宅で入浴、排せ つ、食事の介護、外出時における移 重度の肢体不自由者で常に介護を

が行動するときに、危険を回避する ために必要な支援、外出支援を行い 自己判断能力が制限されている方

4)重度障害者等包括支援

①短期入所 (ショートステイ) (2) 日常的支援の充実 自宅で介護する方が病気の場合な

策定

入浴、排せつ、食事の介護等を行い、常に介護を必要とする方に、昼間、

④児童デイサービス 活への適応訓練等を行います。 おける基本的な動作の指導、集団生 障害のある子どもに、日常生活に

①自立訓練(機能訓練・生活訓練) (3) 自立訓練の充実

①移動支援

または生活能力の向上のために必要 な訓練を行います。 ができるよう、一定期間、身体機能 自立した日常生活または社会生活

よび能力の向上のために必要な訓練

(4) 就労支援の充実

一般企業等への就労を希望する方 一定期間、就労に必要な知識お

23

'11

居宅介護等複数のサービスを包括的 に行います。 介護の必要性がとても高い方に、

第2期

見直し

②生活介護 浴、排せつ、食事の介護等を行いま どに、短期間、夜間も含め施設で入

③療養介護 看護、介護および日常生活の世話を 医療機関で機能訓練、療養上の管理、 医療と常時介護を必要とする方に、

(7) 移動・コミュニケーション等

障害福祉サービスの利用支援等、 な援助を行い、障害のある方が自立 害のある方の権利擁護のために必要 むことができるように支援します。 した日常生活、または社会生活を党

います。 方について、外出のための支援を行 屋外での移動が困難な障害のある

②コミュニケーション支援

遣により、意思疎通の円滑化を図り 方に、手話通訳者や要約筆記者の派 意思疎通を図ることに支障のある

③日常生活用具給付・貸与 障害のある方に対して、

②就労継続支援(A型·B型)

入浴補助用具、ストマ用装具(蓄便

よび能力の向上のために必要な訓練 を行います。 働く場を提供するとともに、知識お 般企業での就労が困難な方に、

①共同生活介護(ケアホーム) (5) 居住系サービスの充実

行います。 ②共同生活援助(グループホーム) で、入浴、排せつ、食事の介護等を 夜間や休日、共同生活を行う住居

③施設入所支援(障害者支援施設で の夜間ケア等)

で、相談や日常生活上の援助を行い

夜間や休日、

共同生活を行う住居

人浴、排せつ、食事の介護等を行い 施設に入所する方に、夜間や休日

①指定相談支援(サービス利用計画 (6) 相談支援の充実

方で、計画的なプログラムに基づく サービス利用に関する調整が困難な ビス利用計画を作成します。 支援が必要とされる方に対し、サー 障害福祉サービスを利用し、自ら

②相談支援 相談に応じ、必要な情報の提供、

| 台 りる | 派る行る | 等。當 | 立要障 | Ī , | 一くなら |
|--------------|--------------------------------------|------|-------|-------|-------|
| 障害福祉サービス見込み量 | | | | | |
| | サービス | 19年度 | 20年度 | 23年度 | 単 位 |
| 訪問系サービス | 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 | 852 | 1,004 | 1,931 | 時間/月 |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 154 | 286 | 858 | 日/月 |
| | | 7 | 13 | 39 | 実人数/月 |
| | 自立訓練 (機能訓練) | 44 | 44 | 44 | 日/月 |
| | | 2 | 2 | 2 | 実人数/月 |
| | 自立訓練 (生活訓練) | 0 | 0 | 110 | 日/月 |
| | | 0 | 0 | 5 | 実人数/月 |
| | 就労移行支援 | 22 | 22 | 44 | 日/月 |
| | | 1 | 1 | 2 | 実人数/月 |
| | 就労継続支援 (A型) | 0 | 0 | 22 | 日/月 |
| | | 0 | 0 | 1 | 実人数/月 |
| | 就労継続支援 (B型) | 44 | 66 | 176 | 日/月 |
| | | 2 | 3 | 8 | 実人数/月 |
| | 療養介護 | 0 | 0 | 1 | 実人数/月 |
| | 児童デイサービス | 8 | 9 | 20 | 人日/月 |
| | 短期入所 | 67 | 80 | 119 | 人日/月 |
| 居住系サービス | 共同生活介護 共同生活援助 | 9 | 11 | 18 | 実人数/月 |
| | 施設入所支援 | 11 | 16 | 44 | 実人数/月 |
| 相談支援 | 指定相談支援 | 2 | 5 | 10 | 実人数/月 |

袋、蓄尿袋)などの日常生活用具の を行います。

〈基礎的事業〉

〈機能強化事業〉

域の社会基盤との連携強化のための 等)を配置し、医療・福祉および地 あります。 【**I型**】専門職員(精神保健福祉士

晋及啓発等を実施する。 【■型】地域において雇用・就労が

(8) 日常的活動の場の確保

①地域活動支援センター

の提供、社会との交流等を行うもの創作的活動または生産活動の機会

3つの類型 (Ⅰ型、 センターの機能強化を図るために Ⅱ型、Ⅲ型)が

調整、地域住民ボランティア育成、 障害に対する理解促進を図るための 練事業を利用している方、および身 ②更生訓練費給付 療護施設を除く)に を訪問し、入浴サー 体障害者更生援護施 就労移行支援事業、 人所している方 設(身体障害者

給付や福祉電話・ファックスの貸与

訪問入浴サービス

サービスを実施する。 機能訓練、社会適応訓練、入浴等の 困難な在宅の障害の める方に対し、

等が実施する通所による援護事業を

(9) 日常生活・社会生活の自立支

を営むことができるように、必要な 応じ、自立した日常生活・社会生活 支援を行っていきまり 障害のある方がその >能力や適正に

重度の身体障害のある方に、自宅 ヒスを行います。 または自立訓

援護対策として地域の障害者団体

【Ⅲ型】地域の障害の のある方のため

⑥ふれあい療育相談

や個別相談などを行います。 床心理士・保育士)による集団指導 法士・作業療法士・言語聴覚士・臨

に更生訓練費を支給します。

利用し、就職等により自立する方に ③施設入所者就職支度金給付 移行支援事業・就労継続支援事業を 方が更生訓練を終了し、または就労 施設に入所若しくは通所している

④ 点字の広報発行 就職支度金を支給します。

障害者等のため、広報やしお点字版 文字による情報入手が困難な視覚

⑤自動車運転免許取得・改造助成 改造に必要な費用の一部を助成しま を発行します。 自動車運転免許の取得や自動車の

し、専門的知識を有する方(理学療障害のある子どもとその家族に対